

5 総括意見

(1) 令和 4年度決算を踏まえて

令和 4年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応とともに、ロシアによるウクライナ侵略などの世界情勢を背景とした原油価格・物価高騰などによる影響も大きく、国の経済対策にあわせ市民の生活を守る対策に全市を挙げて取り組んできたところである。

令和 4年度の一般会計の決算状況についてみると、歳入決算額は市税や県支出金の増加などにより前年度に比べ 441億円余増加し 1兆 4,509億 1,457万円となった。また、歳出決算額は健康福祉費や総務費の増加などにより前年度に比べ 466億円余増加し 1兆 4,359億 4,657万円となった。

一般会計の形式収支（歳入歳出決算差引額） 149億 6,799万円から翌年度へ繰り越すべき財源65億 9,719万円を差し引いた実質収支は83億 7,080万円の黒字となった。

令和 4年度決算を踏まえ、以下に述べる事項については特に留意されたい。

ア 市債及び財政調整基金について

一般会計の令和 4年度末の市債現在高については、前年度に比べ 181億円余増加し 1兆 6,346億 7,643万円となったが、本市の財政規律として定められた上限額 1兆 9,071億円を下回った。財政調整基金の現在高は、前年度に比べ 174億円余増加し 377億 1,705万円となり、財政規律の目標額 100億円を上回った。

市債については、社会資本の着実な整備等の財源として有効に活用するとともに、将来世代に過度な負担を残さないよう財政規律に配慮した計画的な発行に努め、財政調整基金についても財政規律に配慮した積立を行うことにより、引き続き持続可能な財政運営に努められたい。

イ 債権管理について

市税の調定額に対する決算額の割合（徴収率）についてみると、99.3%で前年度と同率である。新型コロナへの対応として実施された徴収猶予の影響により令和 2年度には98.6%に落ち込んだ徴収率は、新型コロナ発生以前の水準を回復しつつある。また、収入未済額は、37億 6,358万円であり前年度に比べ 4,307万円増加した。不納欠損額については 5億 8,036万円であった。

市税以外の歳入のうち、諸収入の収入未済額は48億78万円であり、その主なものは生活保護法返還金・徴収金となっている。また、国民健康保険特別会計における収入未済額は31億 5,784万円であり、主に国民健康保険料である。

歳入の根幹である市税はもちろんのこと、特別会計も含めた収入未済額については、歳入の確保と負担の公平性の観点から、今後も更なる縮減に努められたい。

なお、一部施設において電力供給契約を締結していた新電力事業者の経営破綻により電力供給が令和 3年度末に不可能となったことに伴う損害賠償金が収入未済額となっている。こうした事例を踏まえ、今後は安定的な供給という観点にも着目した調達に努められたい。

ウ 不用額について

一般会計の不用額は 642億 4,685万円であり、前年度に比べて55億円余（9.5%）増加した。令和 4年度決算における事業の執行状況をみると、一部に執行率が低く不用額が生じている事業が見受けられた。新規事業については正確に事業の見込みを立てられなかったことも原因と考えられるが、限られた財源の有効活用を図るため、不用額が発生した理由を分析し、事業の内容・規模を十分に精査の上、予算計上を行うとともに、今後とも計画的かつ効率的な事業執行に努められたい。

(2) 市政の着実な運営について

近年の本市を取り巻く情勢についてみると、新型コロナについては、令和 2年 1月に日本で初めて感染者の報告がなされ、本市においても同年 2月に初めて感染が確認され、その後感染は拡大と収束を繰り返してきた。そうした中で、同年 4月10日以降、県独自の対応を含め 5回の緊急事態宣言の発出による外出自粛や飲食店の営業時間の短縮要請などが行われるとともに、テレワークの急速な普及など働き方やライフスタイルも大きく変容することとなった。3年余の期間を経て、ようやく令和 5年 5月 8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の 5類感染症に位置付けられたことから、社会経済活動もウィズコロナ（ポストコロナ）へ本格的にシフトすることとなった。原油価格・物価高騰による市民生活への影響にも対応しつつ、新型コロナにより落ち込んだ経済の回復や、観光・交流の促進、地域活動の支援など、本市が対応すべき課題に今後も着実に取り組んでいかなければならない。

また、少子化が想定を上回るペースで進行する中で、国においては、子どもに関する取組・政策を社会のまんなかに据えるとの姿勢のもと、令和 5年 4月にこども家庭庁が設置されるとともに、「こども基本法」が施行された。本市においても、少子化の指標とされる合計特殊出生率は、後述するように減少傾向にあることから、国の動向を踏まえつつ子どもに関する施策のより一層の充実が求められる。

上記の状況を踏まえ、本市の持続可能な成長の実現を目指して、市政の着実な運営がなされるよう期待する。

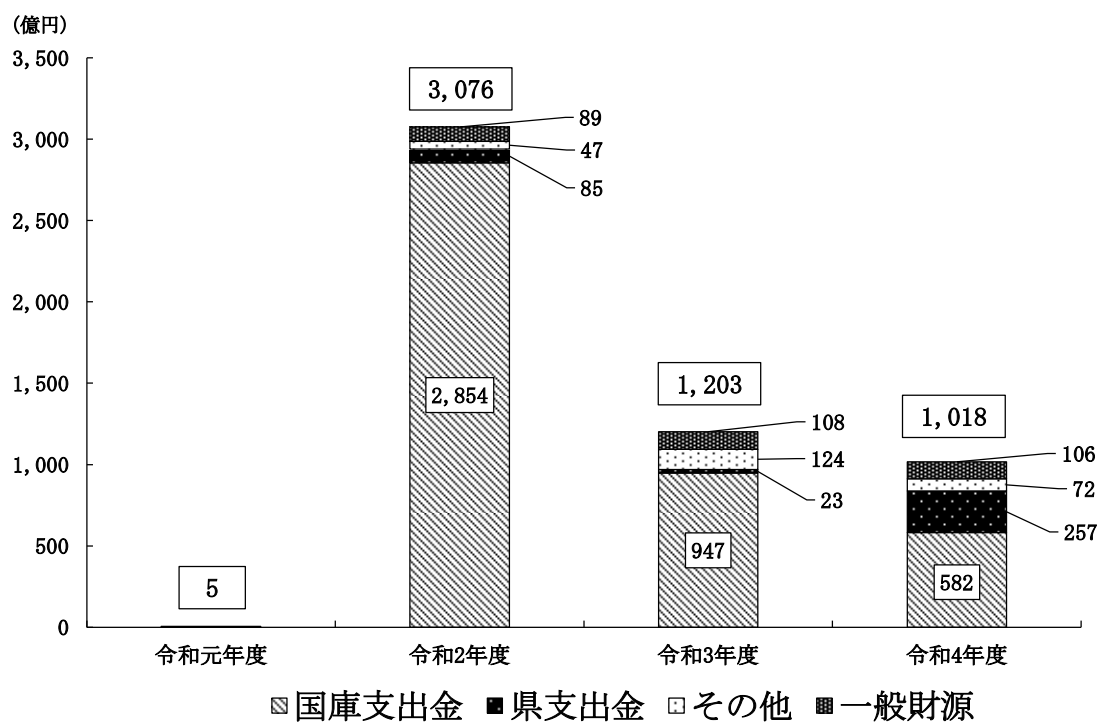
ア 新型コロナへの対応を踏まえて

新型コロナについては、これまで感染拡大防止、医療提供体制の確保、感染者への支援、ワクチン接種や、新型コロナにより影響を受けた企業・個人への支援策などに全市一丸となって取り組んできたところであり、令和元年度から令和4年度の一般会計における新型コロナ関連予算の推移は次のとおりとなっている。

新型コロナ関連予算の推移

(億円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
5	3,076	1,203	1,018



令和元年度から令和4年度における新型コロナ関連予算のうち、主な事業に係る予算執行状況等について、主要なものを取りあげて分類すると次表のとおりである。

主 な 事 項	予算現額 億円	決算額 億円	執行率 %
市民への給付（特別定額給付金等）	3,276	3,182	97.1
経済対策（ナゴヤ新型コロナウイルス感染症 対策事業継続資金等）	629	531	84.4
新型コロナウイルスワクチン接種事業	497	368	74.2
医療提供体制の確保・感染者への支援	417	360	86.3

（注）全事項を分類しているわけではないので「新型コロナ関連予算の推移」の総額とは一致しない。また、数値は翌年度繰越額を除いたものである。

上記の執行状況等をみると、執行率の低い事業も一部見受けられた。新型コロナの対応については、これまで経験したことのない未曾有の状況にあつて、市民の生命や経済・雇用を守るために、緊急の措置として国を挙げて取り組んできたことから、執行率が低いことをもって一律に問題があったとするものではない。

しかしながら、執行率が低くなった要因として、市民のニーズに合致しているものであったか、事業が市民に利用しやすいものとなっていたかどうか、対象者への周知が十分であったかなど、課題や改善すべき事項はなかったかについて、現時点で事業の過程を振り返り、分析・検証を行うことが必要と考えられる。

関係各局においては、新型コロナ関連予算執行状況等について分析・検証を多面的に行うことにより、改善すべき点も含めて貴重な教訓として今後に備えてもらいたい。

さらに、新型コロナへの対応を目的として開始した事業のなかには、多種多様なものがあり、新型コロナの収束に伴い完全にその役割を終えるものもあれば、ウィズコロナ（ポストコロナ）においても継続して実施すべき事業もあると考えられる。これまで新型コロナへの対応として国庫支出金・県支出金を財源として実施していた事業については、国の財源措置がいつまで続くか不透明であり、漫然と継続してしまえば一般財源の負担が増加し本市の財政を圧迫しかねない。国庫支出金・県支出金を財源として実施していた事業だけでなく一般財源により市が単独で実施する事業も含め、事業継続の必要性や実施内容などを十分に精査の上、事業のあり方についてしっかりと検討されたい。

また、新型コロナにより影響を受けた事業者が金融機関を通じて資金繰りを円滑に進めることができるよう、低金利で融資を受けることができる制度を設け、利子補給や金融機関と連携した利率の引下げなどの支援策を講じてきたところであるが、当該融資の

返済が本格化しており、いまだ新型コロナの影響を脱していない事業者の経営状況が悪化し、本市の雇用情勢にも影響を与えることが懸念される。当該融資の借換えにも活用することができる低金利の融資制度を設けるなどの取組も行っているところではあるが、今後も引き続き事業者の状況を注視していく必要がある。さらに、ウィズコロナ（ポストコロナ）時代の経済社会の変化への対応として、事業転換や事業多角化に向けた取組を始めとした時勢に即した取組を進めていく必要がある。そうした状況を踏まえ、事業者に対する金融・経営支援対策を引き続き進め、本市経済の着実な回復につながる支援に努められたい。

イ 子どもに関する施策について

本市では、「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画」（令和 2年 3月策定）に基づき、子育て支援策や児童虐待防止対策など、さまざまな子どもに関する施策を推進しているところである。

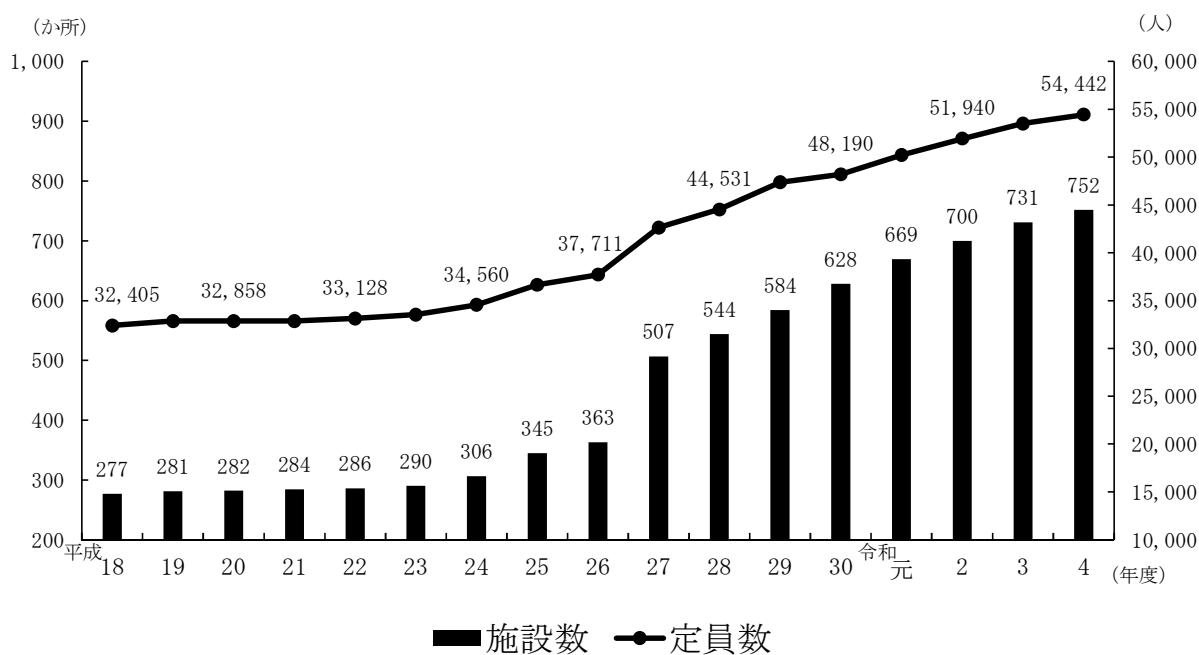
令和 4年度の状況についてみると、本市では、令和 4年 1月から通院に係る子ども医療費助成を高校生世代まで拡充し、高校生世代の入院・通院を併せた医療費助成として16億円余の予算を執行しており、また、待機児童対策について、民間保育所等 5園の開設に10億円余の予算を執行するなど、多様な手段を講じることにより、令和 5年 4月 1日現在の待機児童数は10年連続ゼロを達成している。一方、児童虐待相談対応件数が令和 3年度には 3,735件と平成23年度 1,129件の 3倍以上に増加していること等に対応するため、児童福祉司や児童心理司について令和 7年度を目途に国基準の配置の達成を目指し児童相談所の体制強化を進めているところであるが、その取組の着実な推進が求められる。

令和 4年度においても、さまざまな取組を進めているところであるが、子ども青少年局の長期的な状況についてみると、子ども青少年局の決算状況は、同局が設置された平成18年度には 835億円余であったが、令和 4年度には 1,734億円余と約 2倍となっている。子ども青少年局の事業は多岐に及んでおり、主なものとして、前述の子ども医療費助成の事業の経緯及び保育所等の現況の推移は次のとおりである。

子ども医療費助成の事業の経緯（平成18年度以降の状況）

時 期	入 院	通 院
	就学前まで	就学前まで
平成18年 8月	小3まで	
20年 1月	小6まで	
8月	中3まで	小6まで
23年10月		中3まで
令和 2年 1月	高校生世代まで	中3まで
4年 1月		高校生世代まで

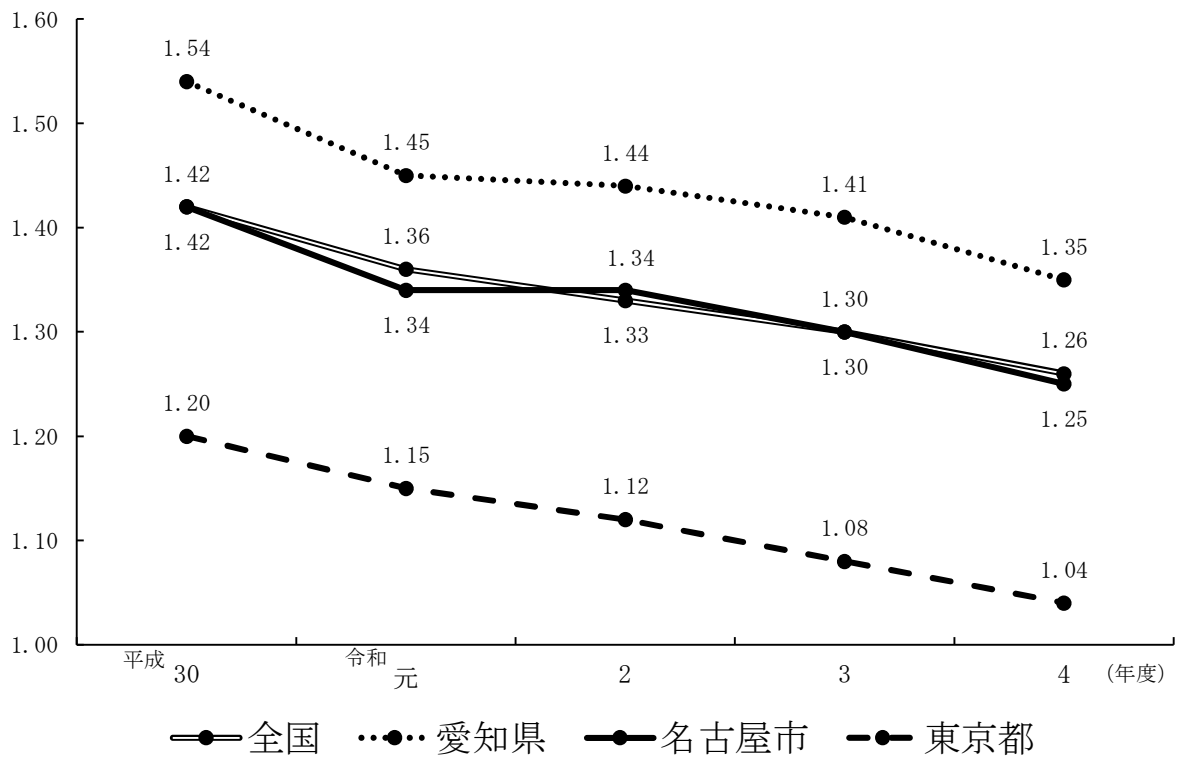
保育所等の現況の推移



以上のように、社会情勢や市民ニーズを踏まえ子育て支援策や児童虐待防止対策を推進するため、本市における子どもに関する施策は順次拡充されてきている。

少子化の指標とされる合計特殊出生率の推移についてみると、愛知県よりは低いものの、東京都よりは高く、全国並みの水準となっている。少子化対策については、国において令和 5年 6月に「こども未来戦略方針」が閣議決定されるなど取組の強化が進められており、本市においても活力ある将来に向けて引き続き継続していく必要がある。

合計特殊出生率の推移



子どもに関する施策については社会からの関心は高く、その推進にあたって子ども青少年局が果たすべき役割がますます重要となってきた。子ども青少年局においては、子どもに関する施策を総合的かつ機動的に取り組むため設置された目的に沿うべく、その期待される役割をこれまで以上に発揮するとともに、全市を挙げてソフト面・ハード面を含めて子どもや子育て家庭に思いやりのあるやさしいまちづくりを推進されたい。